愛犬を家族として迎え入れたあとは…

前橋市

①犬の登録（生涯1回）

飼い始めてから30日以内に登録をしてください。

登録後、鑑札が交付されます。

※子犬の場合は生後91日以上になってから

鑑札

②狂犬病予防注射（毎年1回）

市の集合注射、動物病院等で受けてください。

※注射済証（獣医師が発行する証明書）が交付された場合は

保健所、各支所で注射済票の交付手続きを行ってください。

注射済票

③鑑札・注射済票の装着

鑑札、注射済票は愛犬が迷子になった時に迷子札の役割も果たします。

愛犬の首輪に必ず付けて下さい。

※ どれかひとつでも違反があれば20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

その他

- すでに登録がある犬を所有した場合は、所有者変更を行う必要があります。
  保健所、各支所で所有者変更の手続きを行ってください。
- 愛犬が行方不明（逃げた）、死亡した、人を咬んでしまった場合などは
  下記までご連絡ください。

前橋市保健所衛生検査課　027-220-5777

犬を飼うにあたって知っておいてほしいこと

狂犬病について

世界で毎年5万人以上の人が亡くなっている、とても怖い病気です。
狂犬病ウイルスを保有する犬等に咬まれることにより感染し、発症すれば100%死亡します。
日本では1957年を最後に国内の動物での発生はありませんが、2020年、海外で犬に咬まれて感染し、入国後に発症し1名の方が亡くなられています。

マナー・しつけについて

よくしつけられた犬や、小さな犬であっても「犬が苦手・怖い」と思う人がいます。
リードでつなぐことはもちろん、とっさの行動に対応できるよう、リードを短めに持つことも大切です。
散歩中にしたフンは飼主が責任を持って家まで持ち帰り処分しましょう。

マイクロチップについて

マイクロチップは直径2mm、長さ12mm程度の電子標識器具です。
マイクロチップを装着したあとは、AIPOなどへ飼主情報を登録してください。
万が一飼主と離ればなれになったとしても、個体識別番号（15ケタの数字）から飼主を特定し、戻ってくる可能性が高くなります。

防災対策・同行避難について

いざというときペットを守れるのは飼主だけです。
避難所では、普段と違う環境もあって、鳴き声や他人を怖がったりするペットが多くみられます。むやみに吠えたりせず、知らない人や他の動物がいても落ち着いていられるよう、訓練しておくなど、日頃からの備えが大切です。

虐待・遺棄は犯罪です！！

正当な理由なく、動物を殺したり、傷つけたりすること。ケガや病気の治療をせずに放置したり、充分な餌や水を与えないことなども虐待になります。
また、飼主は動物に愛情をもって、正しく扱うことはもちろん、最期まできちんと飼う責任があります。飼い続けることが出来なくなった場合は、責任を持って、新しい飼主をさがしてください。動物を捨てることは絶対にしないでください！
動物たちは飼主に見捨てられてしまったら、生きていくことは出来ません！！

前橋市保健所衛生検査課　027-220-5777